

## 「第6期障害者基本計画・障害福祉計画」及び 「第2期障害児福祉計画」に係る国の基本指針概要について

### 第5期計画からの主な変更点について

#### 1 計画の基本的理念

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保【新設】
- (7) 障害者の社会参加を支える取組【新設】

#### 2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実【拡充】
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実【新設】
- (6) 依存症対策の推進【新設】

#### 3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【見直し】
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【見直し】
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等【見直し】
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等【見直し】
- (6) 相談支援体制の充実・強化等【新規】
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】